

周辺住民のみなさま

河内長野市自治安全部 危機管理課長

公設防犯カメラの設置について（お知らせ）

平素は、本市行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本市では、犯罪の発生又は違法行為の未然防止及び、それらが発生した際に迅速な対応を図るため、下記のとおり防犯カメラを設置することになりましたので、お知らせいたします。

防犯カメラの運用方法については、下記のとおりです。

ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 設置箇所 南青葉台交差点付近



2. 運用開始 令和6年1月（予定）

3. 防犯カメラの運用について

- ・防犯カメラで記録した画像は、警察等の捜査機関が犯罪捜査で利用する場合や、行政が業務上で利用する場合以外は利用できません。
- ・防犯カメラに監視モニターは設置しません。

4. 問い合わせ先

河内長野市役所 自治安全部 危機管理課 溝部
電話：0721-53-1111（内線：773）